

奈良県告示第二百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和二年九月八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ふくしま歯科医院	橿原市葛本町七〇八―八	令和二年七月一日
米本歯科医院	大和郡山市朝日町二―二三	令和二年七月一日
正田歯科医院	橿原市内膳町二―七―九	令和二年七月一日
クスリのアオキ曾我薬局	橿原市曾我町二六―一	令和二年八月一日
吉田歯科医院	橿原市東坊城町五二六―三	令和二年八月一日
スギ薬局真美ヶ丘店	○ 北葛城郡広陵町馬見南一―六―二	令和二年八月一日
やまぐち歯科	北葛城郡王寺町王寺一―一―七	令和二年八月一日